

令和5年(2023年)11月7日
豊田総合支所地域政策課

下関市豊田町道の駅蛸街道西ノ市に係る指定管理候補者の選定結果について

下記のとおり、下関市豊田町道の駅蛸街道西ノ市に係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により下関市議会の議決を得る必要があります。下関市議会令和5年第4回定例会における議決を経た後に、下関市長が指定することになります。

記

1 選定の概要

(1) 施設の概要

- ①施設名 下関市豊田町道の駅蛸街道西ノ市
- ②所在地 下関市豊田町大字中村876番地4
- ③施設内容 総敷地面積 13,099.85㎡ (県有地を含む。)
- 建物内容
- ・施設
 - 建物構造 木造平屋建 (地下1階)
 - 延床面積 物販棟 605.88㎡
食材・温浴棟 1,655.46㎡
プロパン庫 5.10㎡
合計 2,266.44㎡
 - 施設内容 野菜市、産品等販売施設、会議室、食材供給施設、温浴施設、情報コーナー、これらに附帯する広場その他施設
 - ・屋外公衆トイレ (※山口県所管 別途管理) 《県施設》
 - 建物構造 木造平屋建
 - 延床面積 66.45㎡
 - 施設内容 トイレ
 - 男性用 (小) 4器 (大) 2器
 - 女性用 5器
 - 多目的用 2器
 - ・駐車場 (※山口県所管 別途管理) 《県施設》
 - 収容台数 大型車 5台
 - 普通車 143台
 - 身障者 6台

(2) 指定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日

(3) 指定管理候補者の概要

①名称 株式会社豊田ふるさとセンター

②所在地 下関市豊田町大字中村876番地4

③主な業務内容

- ア) 地元農林水産品、同加工・調理品等の販売及び利用拡大に関する業務
- イ) 道路利用者への良好な休憩の場の提供に関する業務
- ウ) 施設の維持管理に関する業務の範囲
- エ) 防災警備に関する業務
- オ) 施設の運営企画に関する業務
- カ) 施設の使用許可に関する業務

2 選定までの経緯

令和5年 8月15日 公募により応募団体を募集開始

令和5年 8月22日 現場説明会の実施

令和5年 9月 5日 申込受付の開始

令和5年 9月19日 申込受付の終了

令和5年10月19日 下関市長から指定管理候補者の選定に関する諮問を行い、
下関市指定管理候補者選定委員会（下関市豊田町道の駅
街道西ノ市）を開催

令和5年10月20日 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市豊田町道の駅
街道西ノ市）から下関市長が意見書を受理

令和5年11月 7日 下関市長が指定管理候補者を選定

(1) 応募資格

次の（ア）から（カ）までの要件を満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）又は複数の団体で構成する共同事業体での申込みとし、個人での申込みは受け付けません。

なお、単独で申込みをする団体は、共同事業体の構成員となることはできません。また、1の共同事業体の構成員である団体は、他の共同事業体の構成員となることもできません。

（ア）物品販売等を含む集客を行う施設の管理及び運営の経験を相当年数有する担当者を確実に配置できること。

（イ）下関市内に事業所、営業所等を有しているか、又は申込時までに設置していること。

（ウ）豊田町区域内等で生産された農林水産品、物産品等の販売促進ができるよう、

その集荷について、地元の出荷者組織等と申込時までには十分な協議・連携・調整がなされていること。

(エ) 次のいずれにも該当していること。

- ① 法人税、法人市県民税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中でないこと。
- ③ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、過去2年以内に指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、下関市における入札参加を制限されていないこと。
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- ⑥ 過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けたことがある場合にあっては、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
- ⑦ インボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けていること。
- ⑧ 共同事業体の場合は、構成する全ての団体が①から⑦までの要件を満たしているとともに、次に掲げる条件を満たすこと。

ア 申込時に、構成する全ての団体による「共同事業体協定書」を提出すること。

イ 指定管理候補者に選定されたときは、下関市と本施設の管理運営に関する基本協定を締結する時までには、代表団体及び全ての構成団体の責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、その組合契約書の写しを下関市に提出すること。

※ 共同事業体での申込みにあつては、代表団体が（ア）から（エ）までの要件を全て満たし、かつ、他の構成員の全てが（エ）の要件を満たしている場合に、申込手続を行うことができます。

(オ) 消防法（昭和23年法律第186号）に定める甲種防火管理者の資格を有する者を1人配置することができること（共同事業体での申込みの場合にあつては、構成員のうちいずれかの団体によって要件を満たしていること。）。

(カ) 現場説明会に参加すること。

(2) 応募状況

申込書提出団体数 1 団体 株式会社豊田ふるさとセンター

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等

から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（下関市豊田町道の駅蛸街道西ノ市）に対して下関市長から指定管理候補者の選定に関する諮問を行い、ここにおいて、応募団体から提出された事業計画書、収支計画書、応募団体の経営状況を説明する資料等及び応募団体のプレゼンテーション及びヒアリング等による総合的な審議がなされ、応募団体についての意見の答申を受けました。

下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、指定管理候補者を選定しました。

4 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市豊田町道の駅蛸街道西ノ市）の委員（5名）

【学識経験者】菅 正史（公立大学法人下関市立大学経済学部長）

【経営に関する有識者】鳴重 泰（中小企業診断士）

【まちづくりに関する有識者】三戸 恵子（豊田地区まちづくり協議会委員）

【観光振興に関する有識者】岡山 智恵（豊田町観光協会理事）

【管理運営に関する有識者】河崎 昌文（下関市豊田総合支所次長）委員長

※委員長は、委員の互選により決定

5 選定基準

各委員100点満点の採点方式により選定することとし、以下2項目全てに該当する団体を選定することとした。なお、最低制限基準は、60点以上とした。

①過半数の委員が最低制限基準以上の採点である。

②採点の平均が最低制限基準以上である。

※選定基準は、別紙1指定管理候補者選定（審査）の基準（下関市豊田町道の駅蛸街道西ノ市）のとおり

6 指定管理候補者選定委員会の審査結果

(1) 審査結果

株式会社豊田ふるさとセンター

	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
採点	82	76	95	77	76
合計点	406				
平均点	81.2				

(2) 議事録（要点）

別紙2下関市指定管理候補者選定委員会（下関市豊田町道の駅蛸街道西ノ市）議事録のとおり。

※「(1) 選定委員会の審査結果」中のA～E委員は、議事録中のA～E委員と同一の委員ではありません。

7 選定結果

下関市は、指定管理候補者選定委員会の意見及び選定の基準に基づき総合的に審査し、株式会社豊田ふるさとセンターを指定管理候補者に選定しました。

(1) 選定された団体の提案内容

別紙3「事業計画書等」のとおり

(2) 選定の主な理由

(ア) 下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1号項各号の選定基準を満たしているため。

(イ) 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市豊田町道の駅堂街道西ノ市）における審査の結果、指定管理候補者として適当であるとの答申があったため。

8 提案額

利用料金の収入額が115,400千円を超えた場合、超過した額の5割を市に納付する。